

高等学校教科「福祉」における児童家庭福祉分野の扱いに関する研究
—その1：教科「福祉」の性格と学習指導要領—

大坂 祐二

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 教授

【要約】 高等学校における職業に関する教科「福祉」では児童家庭福祉分野を含む「福祉」の各分野について体系的・系統的に」（学習指導要領、2018年告示）学ぶ一方、福祉系高校の課程を修め受験資格が与えられる介護福祉士の養成課程や国家試験には、同分野はほぼ含まれない。国家試験対策なども考慮すると、福祉系高校では児童家庭福祉分野の扱いは相対的には低くならざるをえないだろう。

しかし、教科「福祉」はその創設時、専門的な職業人の養成としてだけでなく、国民的教養としての福祉教育を進路指導、職業指導につなげてゆくものとしても構想された。その趣旨を継承しようとするとき、児童家庭福祉分野は高校生にとって、福祉を身近なものとして考える契機になりうるのではないか。そのためには、指導上の工夫や家庭科などとの連携も必要になるだろう。

キーワード：教科「福祉」、国民的教養としての福祉教育、児童家庭福祉、学習指導要領

1. はじめに

本稿は、高等学校教科「福祉」、とりわけ基幹科目としての「社会福祉基礎」における児童家庭福祉分野の扱いとその課題について検討しようとするものである。

介護福祉士養成課程の基準を満たす学校として指定を受けた「福祉系高等学校」は、修了時に介護福祉士の受験資格を得ることができる。介護福祉士国家試験の11科目群のうち、社会保障・社会福祉の諸制度の理解は「社会の理解」に含まれるが、ここで学ぶ社会福祉の諸サービスは介護保険と障害者総合支援を主要な内容とし、児童家庭福祉分野は含まれない。一方で、学習指導要領にもとづく教科「福祉」は、児童家庭福祉分野を含む「福祉の各分野について体系的・系統的に理解する」ことを目標のひとつに掲げている。しかし、副教材に介護福祉士養成のテキストを使用したり、国家試験対策に力を入れたりするなかには、児童家庭福祉分野の扱いは相対的には低くならざるをえないのではないか。そうした状況をどう評価するか、またそこから何を課題とするかを明らかにするのが本研究のねらいである。

こうした研究は、福祉系高校における児童家庭福祉分野の扱いの現状をふまえてすすめられるべきであるが、本稿の課題は、そのためのいくつかの前提についての考察にあてられる。高校福祉科創設当時、文部省は「専門的な職業人の養成を目指すタイプ」と「社会福祉関係の高等教育機関への進学を目指すタイプ」という2つのタイプを想定していた。そのことを高校福祉教育の現状にてらしてどう見るか、先行研究もふまえて検討する。

先回りして言えば、教科「福祉」が介護人材養成のみに特化するのではなく、多様な進路につながるものとして創設された経緯をふまえるなら、介護福祉士養成との関わりが少ない児童家庭福祉分野は、かえって高校生が広く社会福祉を学ぶことの手掛かりになり得るのではないだろうか。そのような見通しのもと、教科「福祉」の学習指導要領における児童家庭福祉分野の扱いと、高校生が児童家庭福祉分野を学ぶことの意義を検討し、本研究の課題を確認したい。

2. 教科「福祉」の性格をめぐって

(1) 高校福祉科創設の経緯

高等学校における職業教育としての福祉教育について初めて提言したのは、1985(昭和60)年の理科及び産業教育審議会(以下、理産審)答申「高等学校における今後の職業教育の在り方について」であったとされる。答申は「今後新設が適当とされる学科の例」として、急激な高齢化の進展に対応するために「福祉関連業務に従事する人材を育成する」ものとして「福祉科」を挙げていた。これを受けて1987年には文部省「福祉科について一産業教育の改善に関する調査研究」報告で福祉科設置が具体的に提言される。そこでは高校福祉科は、「専門的な職業人の養成を目指すタイプ」と、社会福祉への関心や理解を深め「社会福祉関係の高等教育機関への進学を目指すタイプ」の2つが想定されていた。

一方、同じ1987年には「社会福祉士及び介護福祉士法」(以下、士・士法)が制定・公布

され、指定の教科目および単位数を修めて高等学校を卒業することで介護福祉士国家試験の受験資格を取得できる、いわゆる福祉系高校ルートが定められた。すなわち、教科「福祉」成立をまたずに高等学校における介護福祉士養成が認められたのである。教科「福祉」創設の議論は、その後1998（平成10）年の理産審答申「今後の専門高校における教育の在り方等について」で教科「福祉」の新設が示され、同年の教育課程審議会を経て、1999年の学習指導要領改訂において専門教科に関する教科「福祉」が設置されることになった。

表1 学習指導要領における高等学校教科「福祉」の科目構成

| 1999(平成11)年告示 | 2009(平成21)年告示 | 2018(平成30)年告示 |
|--------------------------------------|---|---|
| 社会福祉基礎 社会福祉制度 基礎介護 社会福祉援助技術 | 社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程 | 社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程 |
| 社会福祉演習 社会福祉実習 | 介護総合演習 介護実習 | 介護総合演習 介護実習 |
| 福祉情報処理 | こころとからだの理解 福祉情報活用 | こころとからだの理解 福祉情報 |

*各学習指導要領をもとに大坂が作成

(2)「専門的な職業人の養成」か「国民的教養としての福祉教育」か

こうした高校福祉科創設の経緯からうかがわれることは、ひとつには福祉科設置の趣旨ないし意義としては専門的な職業人の養成だけでなく、「福祉社会の一員として求められる福祉観や倫理観の育成という人間教育」（廣田 2017:156）、「社会福祉に関する基礎教育」（瀧本 2009:58）が含まれる、あるいは強調されることである。

2009（平成21）年3月に告示された学習指導要領では、それまで7科目だった教科「福祉」の科目構成が、新設科目を含む9科目に改められた（表1）。これに先立つ2008年1月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」では、教科「福祉」の指導要領の改善について「介護福祉士にかかる制度改正等を踏まえつつ、今後、教科『福祉』の科目構成及び内容について検討する必要がある」と述べていたように、2007年の士・士法改正を受けて学習指導要領が改訂された形になっている。田村（2008:15）は、この士・士法改正の審議過程で、福祉系高校ルートの位置づけについて「激烈な議論が交わされた」と紹介している。すなわち、「対人専門職として求められる人間性・倫理性の涵養のためには人生経験を積むべき」とする排除論に対して、「一定水準以上の教育内容が担保されることを前提とすれば、ボランティア等を通じて小さいときから福祉に対して素養を持って育ってきた者等が高等学校で福祉の途を志し、介護福祉士の資格を取るために努力する福祉系高校ルートを排除すべきではな」との擁護論が展開されたという。

また、教科「福祉」の創設当時、大橋（2002）は高等学校福祉科の位置づけについて、子ども・青年に対して学校教育の一環として行われる福祉教育と、大学等において社会福祉有資格従事者になるための専門教育の「中間的機能を有しているという特色がある」と指摘した。そして、かつて文部省が提示した2つのタイプのうちの後者、すなわち「社会福祉関係の高等教育機関への進学を目指すタイプ」について、「学校における国民的教養として、あるいは子ども・青年の発達を促す教育方法としての福祉教育の流れを継承し、それを緩やかに進路指導、職業指導に焦点化させるものと考えられた」と述べていた。高校ルート擁護論は、介護職以外の進路について言及したものではないものの、「ボランティア等を通じて小さいときから福祉に対して素養を持って育ってきた者等」という想定は、先の大橋の指摘に通じるものと見ることができる¹⁾。

国民的教養としての福祉教育、あるいは社会福祉に関する基礎教育への注目の一方で、創設からの経緯や学習指導要領改訂の経過を見ると、その教育課程や教育内容は、介護あるいは介護福祉士養成に重きを置いたものと言うことができる。上で述べた2009年の学習指導要領改訂では、士・士法改正を受けて時間数や教育内容、また科目名称など大幅な見直しが行われた。そのことについて加藤（2013:16）は「高校生に広く『福祉』を学ばせるという視点が薄れ、介護分野における多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材への対応に改められ」と指摘した。いっぽう瀧本（2009:59）は、教科「福祉」はその創設当初から介護福祉職養成の要件を満たすように科目設定がなされており、「介護福祉職養成を行うことには対応できるが、それ以外の目的をもった福祉教育には十分対応できない」「専門性の高い福祉専門職に就こうとする者への、基礎教育という視点をもった福祉教育も存在していない」と批判する。

瀧本は、高校福祉教育を青年の職業教育機会として有用なものにするという視点から、「福祉」と「介護」の混同を解消し、高校における介護福祉士養成を「介護科」として確立させることを展望している。その一方で、教科「福祉」設置に至る理産審の審議においては「『介護の資格教育』と、心の教育や人格形成などの役割が対立的に述べられている」と指摘し（瀧本 2008:77）、「社会福祉を支える国民教育としての福祉教育」や「福祉政策を立案したり、福祉施設を運営したり、という…人材の育成」、すなわち「中等教育段階での基礎的な福祉教育」の必要性にも言及する（瀧本 2009:62）。しかし、これらについての考察は今後の課題としている。廣田（2017）は、職業人材の育成をするうえでも市民的教育の役割が極めて重要と指摘するが、市民的教育としての具体的な内容や方法には立ち入っていない。

本研究は、教科「福祉」のなかでも介護福祉士養成の影響が少ない児童家庭福祉分野を、「国民的教養としての福祉教育」をどのように展開するか、その手掛かりにしようとするものである。そこで次に、教科「福祉」における児童家庭福祉分野の扱いについて検討する。

3. 学習指導要領および介護福祉士養成カリキュラムにおける児童家庭福祉分野の扱い

(1) 学習指導要領改訂と教科「福祉」の目標

文部科学省は2017（平成29）年3月31日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領および中学校学習指導要領を公示した。高等学校学習指導要領は2018（平成30）年3月30日に公示され、2022（令和4）年度入学者から年次進行で実施される。この改訂によって教科「福祉」の目標は大きく変わることになる。以下に述べる新しい学習指導要領の基本的な考え方が教科横断的に貫かれることで、教科「福祉」の目標は、2つのタイプのうち「専門的な職業人の養成」に重きを置き、「国民的教養としての福祉教育」が後景に退いたように見えることになる。一方で、教科「福祉」が児童家庭福祉分野を含む「福祉の各分野」を学ぶものであることが明示された。

約10年ぶりとなる今回の改定は、高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説（福祉編）（以下、「解説」）によれば、2016（平成28）年12月の中央教育審議会（以下、中教審）答申をふまえ、次のような基本的な考え方に基づいて行われた。1つは、情報化やグローバル化などが進展し予測困難な「未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す」ものとし、「求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する『社会に開かれた教育課程』を重視する」。そのために、教育課程を通して育成を目指す資質・能力を①何を理解しているか、何ができるか＝「知識及び技能」、②理解していること・できることをどう使うか＝「思考力、判断力、表現力等」、③どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか＝「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理する。

2つ目に、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持したうえで、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成する。そのために「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善を進める。また、資質・能力の三つの柱に支えられた各教科等ならではの物事を捉える視点や考え方、すなわち「見方・考え方」を働かせることを軸に授業改善を展開する。

3つ目として、道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成する。また、教科等横断的な学習を充実させ、そのために、学校全体として教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを推進する。

表2 教科「福祉」の目標

| 現行学習指導要領（2009年告示） | 新学習指導要領（2018年告示） |
|--|--|
| 社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。 | 福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習を行うことなどを通して、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 福祉の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付 |

| | |
|--|---|
| | けるようにする。 (2) 福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。 (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。 |
|--|---|

*各学習指導要領をもとに大坂が作成

こうした基本的考え方のもと、新しい学習指導要領における教科「福祉」の目標は、2016（平成 28）年の中教審答申で「産業教育全体の目標の考え方」として示されたものをふまえ、表 2 のように改訂された。新たに示された目標のうち(1)から(3)が、それぞれ「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に対応している。「解説」によれば、(1)の「福祉の各分野」とは「社会福祉分野、介護福祉分野、児童家庭福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野を意味している」。こうした記述は 2009（平成 21）年の学習指導要領解説にはなく、児童家庭福祉分野を含む各分野を体系的・系統的に学ぶことが、あらためて示されたと言える。

一方、新しい目標では「職業人として必要な…」「職業人に求められる…」という表現が何度か使われる。現行の学習指導要領においても、職業に関する各教科については教科横断的に改善の方針が検討され、各職業分野のスペシャリスト、地域産業の担い手、人間性豊かな職業人の育成という視点から教科の目標や内容が示されていた。しかし、教科「福祉」の目標においては職業人の育成ということは明示されず、「社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する」ものが「福祉社会の一員」である含みを残していた。これと比較すると「職業人として…」という文言が入ることで、2つのタイプのうち「専門的な職業人の養成」に重きを置くことになり、「国民的教養としての福祉教育」が背景に退くおそれがないとは言えない。

(2) 教科「福祉」の内容と介護福祉士養成の新カリキュラム

教科の内容の面では、中教審答申では次のような方向が示されていた²⁾。

- 福祉ニーズの高度化と多様化、倫理的課題やマネジメント能力・多職種協働の推進、ICT・介護ロボットの進歩などを踏まえ、福祉を通して、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人を育成するため、次のような改善・充実を図る。
- ・ 医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な学習の追加
 - ・ 福祉従事者に求められるマネジメント能力に関する学習の追加
 - ・ 福祉従事者に必要な倫理に関する学習の充実
 - ・ 福祉実践における多職種協働に関する学習の充実

・ 福祉用具や介護ロボット等を含む福祉機器に関する学習の充実

このうち「医療的ケア」は、2011（平成 23）年に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基づき、2015（平成 27）年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引などの医療的行為を行うことができるようになったこととともない、3年課程の福祉系高校では2013（平成 25）年度入学生から「社会福祉士介護福祉士学校指定規則等の一部を改正する省令」（平成 23 年文部科学省・厚生労働省令第 5 号）にもとづき実施されてきたものである。高等学校の現行指導要領は、2009（平成 21）年 3 月に告示され 2013 年度入学生から実施、福祉については介護福祉士養成の新カリキュラムにあわせて特例として 2009 年度から実施可能とされてきた。今回の学習指導要領改訂では、科目「生活支援技術」の指導項目に「医療的ケア」が追加されている。

このほか、「マネジメント能力」の追加、「福祉従事者に必要な倫理」「多職種協働」の充実は、いずれも 2018（平成 30）年 8 月に通知され、「修業年限が 4 年の学校の場合は平成 31 年度、修業年限が 3 年の学校の場合は平成 32 年度」から適用される介護福祉士養成の新カリキュラムと重なるものである³⁾。介護福祉士養成の新カリキュラムは、社会保障審議会福祉人材確保専門委員会の 2017（平成 29）年の報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」にもとづき、次の観点から教育内容の見直しがおこなわれた。すなわち、①チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充、②対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上、③介護過程の実践力の向上、④認知症ケアの実践力の向上、⑤介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上である。なお、中教審答申のいう「福祉従事者に必要な倫理」は、新カリキュラムにおける「求められる介護福祉士像」においては「高い倫理性の保持」として、目標の一項目としてではなく、全体に関わるものとして位置づけられている。

（3）新旧学習指導要領における児童家庭福祉分野の扱い

2009 年告示の現行学習指導要領と 2018 年告示の新学習指導要領それぞれの科目「社会福祉基礎」における児童家庭福祉分野の記述を比較したのが表 3 である。学習指導要領上の記述はごくわずかで、現行の「(児童家庭福祉と社会福祉サービス) については、少子化対策についても扱うこと」に、新学習指導要領では「子育て支援」が加わっている。なお、いわゆるエンゼルプラン(「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」) 制定は 1994（平成 6）年、少子化対策基本法は 2003（平成 15）年成立、子ども・子育て支援法は 2012（平成 24）年成立である。2000 年代には政策課題になっていた「子育て支援」が、ようやく学習指導要領に登場したことになる。

表3 科目「社会福祉基礎」における児童家庭福祉分野

| 現行学習指導要領（2009年告示） | 新学習指導要領（2018年告示） |
|---|---|
| <p>2 内容 (4) 生活を支える社会保障制度 ウ 児童家庭福祉と社会福祉サービス</p> <p>3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 エ 内容の(4)の…ウについては、少子化対策についても扱うこと。</p> | <p>2 内容 [指導項目] (4) 生活を支える社会保障制度 ウ 児童家庭福祉と社会福祉サービス</p> <p>3 内容の取扱い (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 オ [指導項目]の(4)の…ウについては、子育て支援、少子化対策についても扱うこと。</p> |

*各学習指導要領をもとに大坂が作成

(4) 介護福祉士養成カリキュラムにおける児童家庭福祉分野の位置づけ

大学等における介護福祉士養成カリキュラムは、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則にもとづき、「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」にその基準が示されている。2018年通知の新カリキュラムは大きく「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療ケア」の4領域に分けられ、そのうち「人間と社会」には教育内容(科目)として「人間の尊厳と自立」「人間関係とコミュニケーション」「社会の理解」が含まれるほか、「人間と社会に関する選択科目」が設定できる。児童家庭福祉分野は、この選択科目のうち「⑥その他の社会保障関連制度についての学習」の科目例として、労働法制、住宅政策、教育制度に続き、児童福祉が挙げられている。

以上のように児童家庭福祉分野は、介護福祉士養成カリキュラムでは選択科目の例にとどまるが、高等学校の教科「福祉」は児童家庭福祉分野を含む「福祉の各分野」を学ぶものとされ、新学習指導要領では現実課題の変化に応じた内容の見直しもされている。一方、新学習指導要領における教科「福祉」の目標においては、学習指導要領全体の改訂の視点によって「職業人の育成」が強調され、内容の面では介護福祉士養成新カリキュラムにあわせたものとなり、教科創設当初に構想された「国民的教養としての福祉教育」の側面が後退することも危惧される。

4. 高校生が児童家庭福祉分野を学ぶ意義をめぐって

大橋謙策は2002年刊行の『福祉科指導法入門』において、青年期教育における福祉教育の必要性について、子ども・青年の発達の変遷を是正し、国民的教養として共に生きる社会観・人間観を形成することにあると述べていた。

発達の歪みとして大橋は、①対人関係能力・自己表現力の脆弱化、②社会的有用感の喪失、③成就感・達成感の喪失、④集団への帰属意識・準拠意識の希薄化、⑤生活技術能力の脆弱化を指摘している。また、国民的教養としての福祉教育について、とりわけ1990年以降の

福祉教育実践の課題について、次のような点を挙げている。すなわち、①社会的な子育てシステム、介護システムを実施するために、年金や保険制度等における国民負担のありかたを含めて「世代間合意」を図るための福祉教育、②21世紀を地球規模で考え、生活者優位の、かつ高齢者や障害のある人々と共に生きる社会システムを創造する福祉教育・ボランティア学習、③子どもの生きる力、特に障害のある人や高齢者とのふれあいを通して共に生きる力、④地方分権・住民参加の時代にあつて、地域住民の社会福祉への関心と理解を深め、その解決に参加するよう推進する福祉教育・ボランティア学習、の4つである⁴⁾。

また同書で金子和夫・佐々木徹は、児童福祉分野を学ぶことについて「生徒は自分がこれまで経験もしくは身近に感じてきた分野だけに興味、関心をもつと考えられる」としたうえで、「生徒のなかに虐待を経験した者や一人親家庭の者がいる場合への十分な配慮が必要」であることを指摘する⁵⁾。

児童家庭福祉分野の生徒にとっての「身近さ」ということについて、2つの点を考えておきたい。ひとつは、「虐待を経験した者や一人親家庭のもの」など困難な状況も含めた「身近さ」ということである。児童家庭福祉分野が生徒にとって「自分がこれまで経験もしくは身近に感じてきた」ものであるというとき、念頭に置かれているのは保育所や学童保育であろう。しかし、児童虐待の通告件数の増加や子どもの貧困の広がりの中で、困難な状況を経験した者がその状況を客観的にとらえ、社会的な克服の道を探る学びが成り立つとすれば、それは士・士法改正審議における高校ルート擁護論が想定していた「ボランティア等を通じて小さいときから福祉に対して素養を持って育ってきた者等」の福祉教育とは異なる現代的な意義をもつものとなるであろう。

もうひとつは、子育てに関わる学びの「身近さ」である。やがて結婚・出産・子育てをむかえる可能性のある青年期において、児童家庭福祉は真っ先に必要となる分野のひとつである。また子育て支援政策の展開は、子育てが家庭の中だけのものではなく、大橋が指摘したような社会的に支えあうシステムとして「世代間合意」が図られてゆくことを必要としている。いっぽうで例えば原田(2003)は調査をもとに「自分の子どもを生むまでに、小さな子どもの世話をまったくしたことがない母親がかなり増加している」こと、それが子育てにおける不安やイライラの背景にあり、なぜ子育て支援や親育てプログラムが必要なのかを表すものになっていると指摘する。高校生にとって児童家庭福祉分野が「身近な」ものと感じられる一方で、高校生が小さな子どもに接する機会は必ずしも多くない。こうしたなかで「赤ちゃんふれあい体験」⁶⁾のような取り組みも広がっており、体験を通じた学びをいかに組織するかが問われている。

最後に、高校生が児童福祉分野を学ぶことと進路選択との関わりについてふれておきたい。2016年に「高等学校福祉教育方法・教材開発研究会」が行った全国福祉高等学校長会加盟校196校の、2011年度から2015年度までの5年間に卒業した18,251名を対象にした調査によれば、介護福祉士養成校(特例校を含む)の卒業生11,980名のうち、介護職に就いたものが6,547名(54.6%)、福祉系の大学等への進学が1,692名(14.1%)、医療系の進

学が 1,781 名 (14.9%)、その他進学が 934 名 (7.8%) であった。また、福祉を学ぶ高校 (介護福祉士の課程はないが、福祉の学べる高等学校) の卒業生 6,271 名のうち介護職 1,232 名 (19.6%)、福祉系の進学 1,463 名 (23.3%)、医療系の進学 950 名 (15.1%)、その他進学 1,192 名 (19.0%) であった。養成校の卒業生の半数以上が介護職に就いているのに対して、福祉を学ぶ高校では福祉系の進学がもっとも多く、また医療系の進学よりもその他の進学がやや多い。福祉を学ぶことが多様な進路につながっていることがうかがわれる。そして、その多様な進路のなかに、保育をはじめとする児童福祉分野が含まれることは、いくつかの高等学校の事例などから確認できるが、この点については別途検討しなければならない。

5. おわりに

本稿では、まず教科「福祉」創設の経緯や学習指導要領改訂の経過、それらに対する先行研究から次のことを確認した。すなわち、教科「福祉」が「国民的教養としての福祉教育」を基底におき「専門的な職業人の養成をめざす」ものとして構想されながら、実際には介護福祉士養成課程として「介護」に重きをおいた内容になっていることであり、一方で、「国民的教養としての福祉教育」はその意義が指摘されながら、具体的な展開についてはじゅうぶん検討されていないということである。

2018 年に告示された学習指導要領の改訂は、育成しようとする資質・能力を明確にするという趣旨から、職業に関する教科の目標を一律に「職業人の育成」のためのものとしたため、「国民的教養としての福祉教育」としての側面はさらに後退するおそれがある。介護福祉士養成の影響が少ない児童家庭福祉分野の学習について検討することで、「国民的教養としての福祉教育」の展開について考えようとするのがこの研究のねらいであった。

その際、児童家庭福祉分野に注目することで重要となることは、それが高校生にとって身近な分野であるということだけではない。「ボランティア等を通じて小さいときから福祉に対して素養を持って育ってきた者等」を高等教育における福祉教育につなぐという従来からの考えだけでなく、虐待や一人親家庭など、自身が困難な状況にあったものが、その状況を客観的に捉え、社会的な克服の道を探る学びになりうるというところに現代的な意義を見出すことができよう。また、やがて結婚・出産・子育てにむかう可能性のある青年期にあって、子どもや子育てについて、また子育てを社会的に支える仕組みについて学ぶ意義は大きい。

これらの具体的な展開は、高校福祉教育の現場で、児童家庭福祉分野の教育をめぐってどのような課題があるかを捉えることをめきにはできない。子ども・子育てについての学習は、普通教育に関する科目「家庭科」のなかに関連する内容がある。瀧本 (2008:82) は家庭科における「高齢者の生活と福祉」に注目して、教科「福祉」には家庭科とは異なる社会的視点が求められるものの、そうした位置づけが不明確であると指摘する。子ども・子育ての領域についても同様のことが言えるか検討が必要であるが、重要なことは、すでに児童家庭福祉分野の教育で蓄積のある家庭科との役割分担や連携をどのようにするかであろう。

また、吉田ら（2019）は「社会福祉を学ぶ根底をなす『社会福祉基礎』に焦点を当て、国民的教養として身に付けておくべき福祉教育のあり方」等を検討することを目的とした研究で、教員へのインタビュー調査をとおして、教員が「生徒にとって身近でかつ社会の一員としてどのように知識だけではなく、感性や考え方を授業の中で伝えられるのか鋭意工夫」（p. 41）していることを指摘している。児童家庭福祉分野では新学習指導要領に「子育て支援」の一語が加わっているが、例えば子ども・子育て支援新制度の複雑な内容を、授業でどのようにとりあげるのかなど、授業内容や教授法をどのように工夫するかといった点も、今後の課題となる。

注

- 1) なお、以下では、文部省が提示した2つのタイプのうちの后者、すなわち「社会福祉関係の高等教育機関への進学を目指すタイプ」について、大橋の指摘をふまえ「国民的教養としての福祉教育」と読み替える。
- 2) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」2016年、pp. 215-216
- 3) 通知「『福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について』の一部改正について」（平成30年8月7日30文科初第591号・社援発0807第4号）
- 4) 大橋謙策編集代表、田村真広、辻浩、原田正樹編集『福祉科指導法入門』中央法規、2002年、pp. 12-19
- 5) 同上、p. 124
- 6) 例えば、吉村真理子「高校生への子育て理解講座—千葉県立佐倉東高等学校での実践を通して」『千葉敬愛短期大学紀要』第28号、2006年、pp. 141-152、小島康生、水野里恵、塚田みちる「高校生を対象とした赤ちゃんとのふれあい体験実習の効果—赤ちゃんイメージと子ども・子育て観における変化」『中京大学心理学研究科・心理学部紀要』第11巻第1号、2011年、pp. 15-27

引用・参考文献

- 大橋謙策編集代表、田村真広、辻浩、原田正樹編集（2002）『福祉科指導法入門』中央法規
- 加藤聖子（2010）「福祉科教育法の現状と課題」『人間生活学研究』第17号、藤女子大学、pp. 27-33
- 加藤聖子（2013）「福祉科教員養成の現状と課題」『家庭科・家政教育研究』第8号、藤女子大学、pp. 15-23
- 高等学校福祉教育方法・教材開発研究会『高等学校における介護福祉士養成に関する研究報告書』2017年3月
- 瀧本知加（2008）「高等学校における福祉教育の検討—「福祉科」の科目構成と性格をめぐって—」『福祉社会研究』第9号、pp. 73-87
- 瀧本知加（2009）「高校福祉教育における介護福祉職養成カリキュラムの現状と課題」『産業教育学研究』第39巻第1号、pp. 57-64

- 田村真広 (2008) 「高校福祉科教育に関する研究の課題と展望」『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報』 vol. 13、pp. 10-24
- 原田正文 (2003) 「今緊急に求められる、『親育て』プログラムの実践」ノーバディーズ・パーフェクト・ジャパン (<http://np-j.kids.coocan.jp/siryu/ima-harada.pdf>)
- 廣田智子 (2017) 「高等学校における教科『福祉』教育の現状と課題」『山口県立大学学術情報』第 10 号 (『山口県立大学高等教育センター紀要』第 1 号)、pp. 155-159
- 吉田修大、岩本希、加藤聖子 (2019) 「福祉科教育法における『社会福祉基礎』のあり方に関する一考察」『北翔大学生涯スポーツ学部研究紀要』第 10 号、pp. 29-42